

指定居宅介護支援事業所久喜の里料金表

(平成30年 4月 1日現在)

① 基本料金

要介護状態区分	居宅介護支援利用料（1ヶ月当り）
要介護1、要介護2	10,972円（1,053単位）
要介護3、要介護4、要介護5	14,254円（1,368単位）

② 加算料金（該当する場合は加算）

加算の項目	基本料金に加算する金額
特定事業所加算（Ⅲ）	3,126円（300単位）
初回加算	3,126円（300単位）
入院時情報連携加算（Ⅰ）	1,042円（100単位）
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,084円（200単位）
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,689円（450単位）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,252円（600単位）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,252円（600単位）
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,815円（750単位）
退院・退所加算（Ⅲ）	9,378円（900単位）
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,126円（300単位）
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,126円（300単位）
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円（200単位）

ア 要介護認定を受けられた方は、法定代理受領により、当事業所に介護保険給付金が支払われますので、自己負担はありません。

イ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は、自己負担になります。この場合当事業所が発行するサービス提供証明書を市町村に提出して全額払戻しが受けられます。

ウ 1単位の単価は、10.42円で、加算を含め1月合計の単位数にこの単価を乗じて1月合計の料金を計算いたします。（円未満の端数は切り捨てとなります。）

③ 交通費

・久喜市、加須市、幸手市、蓮田市、白岡市、杉戸町及び宮代町以外の地域の方は、次の実費が必要となります。

（1）上記地域の境界から、片道5kmごとに400円を加算する。